

令和 8 年度 放課後の過ごし方（ご案内）



©和光市

©和光市

案内対象事業

- P 2 学童クラブ（公設 13 施設、民設 2 施設）

【申込受付期間】

一次：令和 7 年 10 月 17 日（金）から令和 7 年 12 月 22 日（月）まで

二次：令和 7 年 12 月 23 日（火）から令和 8 年 2 月 25 日（水）まで

- P14 わこうっこクラブ
- P16 児童センター・児童館
- P18 図書館
- P19 公民館



学童クラブに関する
情報はこちら(市HP)

● 学童クラブについての目次 ●

P1 … 小学校の放課後の過ごし方について

P2 … 1. 学童クラブとは

2. 対象児童

3. 入所可能期間

P3 … 4. 公設学童クラブの所在地

5. 開所時間

P4 … 6. 土曜日の利用

7. 各種利用料

P5 … 8. 休所・退所

P6 … 9. 入所案内の配付開始日・配付場所

10. 令和8年4月1日からの入所（当初入所）

P7 … 11. 申込みから入所までの流れ

12. 年度途中での入所（随時入所）及び短期入所

P8 … 13. 申込みに必要な書類

P13 … 民設学童クラブについて



～小学校の放課後の過ごし方について～



このパンフレットでは、お子様の成長段階に応じた、たくさんの過ごし方をご紹介します。

●小学校低学年（１～２年生）

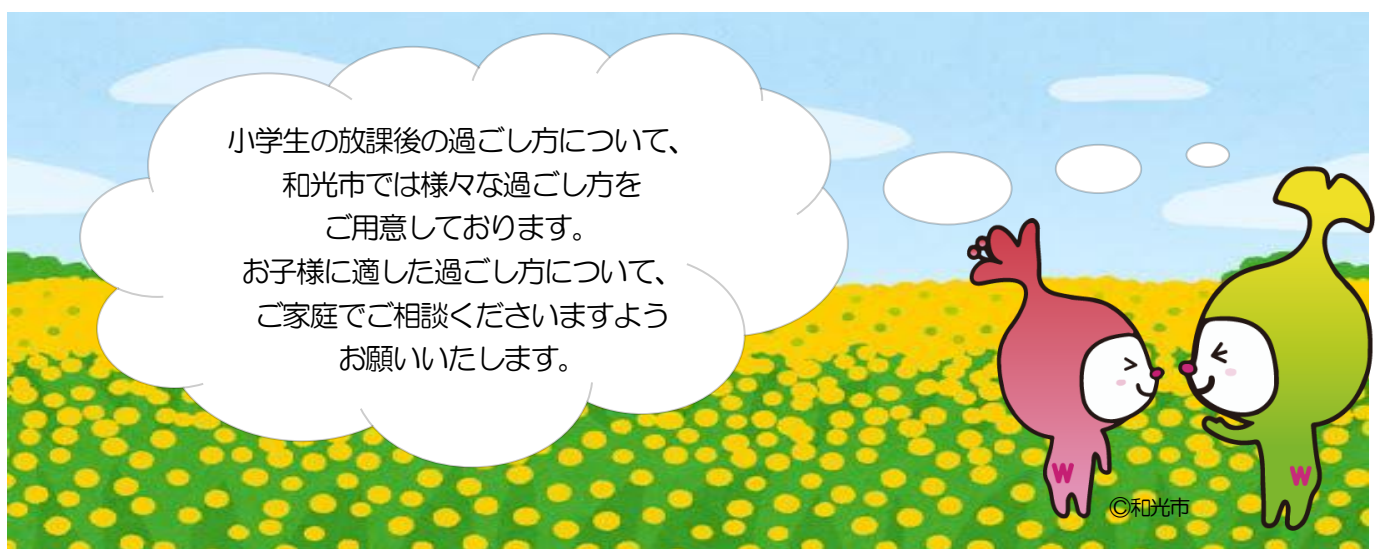
ランドセルを持って学校に向かうようになった姿を見ると、少しだけ子どもの成長を感じますが、まだまだ大人の見守りを必要とする時期です。保護者の帰宅時間が早めであれば、お友達と過ごすことができ、利用料がかからない「わこうっこクラブ」を、全小学校で利用することができます。仲の良いお友達と一緒に登録することで、大人の見守りの中、安心して楽しい放課後を過ごすことができます。保護者の帰宅時間等が１７時を過ぎる場合は、「学童クラブ」で過ごす方法もあります。支援員が子どもを見守るため、安心した集団生活を通じて、子ども自身の成長にも繋がります。

●小学校中学年（３～４年生）

学校生活にも慣れてきて、友達と自由に活動したいと思ってくる時期です。大人の目があり、かつ子どもが自由に遊べる場所に、「児童センター・児童館」があります。外広場で追いかっこやボールを使って遊んだり、遊戯室で卓球や工作などをしたりすることができます。決められたスケジュールの中で過ごすよりも、「今日は何をしよう？どんなルールで遊ぶ？」など、大人の目がある中で、子どもたちの話し合いで決めることにより、協調性や自主性が育まれます。児童厚生員を配置し、様々なイベントを開催しています。子どもたち同士で参加したいプログラムを決めるなど、放課後の楽しいひと時を過ごすことができます。また、困った時に相談できる職員も配置しています。

●小学校高学年（５～６年生）

この時期は、近く大人の見守りから離れたくなる時期で、少しだけ背伸びをして遠くの場所に行くなど、だんだんと行動範囲が広がっていきます。前述の少し離れた児童センター・児童館へ行くことも、放課後の居場所の１つです。また、勉強量が増えてくる高学年は、本を読むことで新しい知識を得ながら静かな時を過ごせる「図書館」や、学習と地域住民同士のふれあいの場である「公民館」もおすすめてです。図書館では、本を気軽に読めるように、各公民館で予約した本が受け取れるなど工夫をしています。各公民館にも図書室があるので、「なぜだろう？」「知りたい！」という知識欲を満たすこともできます。



学 童 ク ラ ブ

1 学童クラブとは

小学校に就学している児童が、保護者の就労等により、放課後や長期休業時において適切な遊びや生活の場として過ごす場所です。市内には公設と民設の施設があります。

2 対 象 児 童

学童クラブに入所できる児童は、次のいずれにも該当する小学1年生から6年生までの児童です。

- (1) 市内の小学校に就学している児童、又は市内に住所を有し、市外の小学校へ就学している児童
- (2) 平日の放課後や土曜日、学校長期休業日の日中に保護者が就労等により家庭にいない児童
- (3) ひとりで学童クラブに通所でき、集団生活を行うことができる児童

※ ひとりで学童への通所が困難なことによる支援員の送迎は原則実施しておりません。

送迎について、ファミリー・サポート・センター事業を利用できる場合がありますので、詳細はファミリー・サポート・センター運営事務局ホームページをご覧ください。

なお、ファミリー・サポート・センター事業の申請後の打ち合わせ費用や利用料金は自己負担になります。

お問い合わせ先電話：090-6530-0961（平日9：00～16：00）

入所できる要件

次のいずれかに該当する場合、お申込みが可能です。

①保護者が就労している場合

15時までに保護者が帰宅できる場合は対象となりません。

（在宅勤務、自営等により自宅で就労している場合は、就労時間が15時を超えていればお申込みが可能です。）

※夏休み等の短期入所は、15時前の帰宅でも対象となります。

※学童クラブ入所前に離職し求職活動中になった場合は、離職した月の翌々月末まで在籍可能となります。離職することが決まったタイミングで保育施設課までご相談ください。

②保護者が求職活動をしている場合（入所可能期間は利用希望日から2ヶ月後の末日まで）

③保護者が就学している場合

令和8年4月以降も就学している場合。（入所可能期間は、利用希望年度内の就学期間）

④保護者の出産

出産予定月とその前後2か月が入所開始希望月以降となる場合。（入所は予定月の前後2か月の該当期間まで）

※当初入所の場合は、出産予定日又はその前後2か月が4月である必要があります。（2月～6月の出産（予定））

※育児休業中は申請できません。ただし、入所開始希望月中に復職する場合は申請できます。

⑤保護者が傷病等で、常時児童が自宅で過ごすことができない場合

⑥保護者が親族等を常時介護する必要がある、児童が自宅で過ごすことができない場合

※ 入所要件を満たしていても、申込み先の学童クラブに定員を超えた申込みがあった場合は、選考の結果により、入所不承諾となることがあります。ご了承ください。

【障害などにより「特別な支援が必要な児童」の入所について】

障害の程度が

中程度 ①「身体障害者手帳」4級より軽い程度で、特別の医療・介護を必要としない

②「療育手帳」B、またはC判定の交付を受けている程度

※必要な支援の内容によっては、他の福祉施設やサービスの利用が望ましい場合もあります。事前にご相談ください。

※日常生活において医療的ケアを必要とする児童については、事前にご相談ください。

※特別な配慮の必要性がある場合は、必ず児童状況表に記載の上、状況が分かる資料の添付をお願いします。

記載内容以外の事項があった場合は、入所をお断りする可能性もあります。

3 入所可能期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※毎年度継続とはなりません。1年度毎に入所申込みが必要です。

公設学童クラブについて

4 公設学童クラブの所在地

学童クラブ名	所在地		電話	定員	指定管理
白子学童クラブ	白子3-3-40	白子小そば	463-2164	70	社会福祉協議会
白子第二学童クラブ	白子3-3-41	白子学童クラブ隣	462-1881	65	社会福祉協議会
新倉学童クラブ	新倉1-38-1	新倉児童館2階	463-1678	100	社会福祉協議会
中央学童クラブ	中央1-1-4	第三小内	464-4660	58	社会福祉協議会
諏訪学童クラブ	諏訪3-20	第四小内	464-6501	78	社会福祉協議会
南学童クラブ	南1-5-1	南児童館隣	467-5332	70	社会福祉協議会
さつきのご学童クラブ	南1-5-25	第五小内	462-1151	60	社会福祉協議会
南地域センター学童クラブ	南1-8-47	南地域センター2階	466-0796	55	社会福祉協議会
広沢学童クラブ	広沢1-5	広沢小内	469-5541	80	社会福祉協議会
北原学童クラブ	新倉1-5-27	北原小内	467-5333	80	社会福祉協議会
さざんか学童クラブ	新倉1-5-27	北原小内	468-2225	60	社会福祉協議会
本町学童クラブ	本町31-17	本町小校舎内	462-2512	105	社会福祉協議会
下新倉学童クラブ	下新倉5-21-1	下新倉小内	466-0312	90	社会福祉協議会

(1)指定管理者更新について

令和8年4月1日から、指定管理者が更新されます。

(2)入所申請と待機児童について

申請状況によっては、第一希望の学童クラブに入所できず、待機児童となる場合があります。

入所可能性を高めるため、第二希望以降の学童クラブも記載いたしますよう、お願いいたします。

(3)学区外クラブの希望設定

ご自宅の学区外にある学童クラブも、希望先として設定できます。

(4)送迎に関するお願い

学童クラブには専用駐車場を設けておりません。近隣住民の皆様のご理解とご協力に支えられて運営しておりますので、

送迎は徒歩または自転車をお願いいたします。

(5)学区別入所クラブの割り振り

以下の学童クラブは、お住まいの地区によって原則的に第一希望先が決まっています。

ア 白子学童クラブ・白子第二学童クラブ

白子3丁目 → 白子学童クラブ

下新倉・白子2丁目 → 白子第二学童クラブ

イ 南学童クラブ・さつきのご学童クラブ

南1・2丁目 → 南学童クラブ

白子1・2丁目 → さつきのご学童クラブ

※ 南1丁目のうち1・2・3・4・6・7・8番にお住まいの方は、上記のいずれかを自由に選択できます。

ウ 北原学童クラブ・さざんか学童クラブ

北原小学校の校庭側校門をご利用 → 北原学童クラブ

体育館側校門をご利用 → さざんか学童クラブ

(6)兄弟在籍による優先入所

兄弟が在籍している学童クラブについては、弟妹も同一のクラブを第一希望として選択できます。

5 開 所 時 間

〔登校日〕 市内公立小学校の放課後～18時（延長保育時間：18時～19時）

〔休校日（土曜日・振替日）〕 8時～18時（延長保育時間：18時～19時）

〔長期休業日（春・夏・冬休み）〕 8時～18時

（早朝延長保育時間（平日のみ）：7時30分～8時、延長保育時間：18時～19時）

※ 日曜、祝日、12月29日～1月3日はお休みです。

※ 登校日・休校日・長期休業日等は、市内公立小学校（以下：市内小学校）のスケジュールに合わせたものとなります。私立小学校等、市内小学校以外の小学校に在籍の場合はスケジュールが異なる可能性がありますのでご注意ください。

6 土 曜 日 の 利 用

土曜日は、以下の学童クラブを拠点として保育を実施いたします。

① 下新倉学童クラブ・・・・・・下新倉・白子・白子第二学童クラブの児童

② 新倉学童クラブ・・・・・・新倉・北原・さざんか学童クラブの児童

③ 広沢学童クラブ・・・・・・広沢・中央・本町学童クラブの児童

④ 南学童クラブ・・・・・・諏訪・南学童クラブの児童（予定）

※ ①～③の学童クラブは、月に1回程度、各学童クラブで土曜日開所を行っています。

※ ④の学童クラブは、指定管理者更新のタイミングになりますので、変更となる場合があります。

7 各 種 利 用 料

学童クラブにかかる費用は全部で3種類あります。

①利用料（P4）

②補食（おやつ）代（P4）

③延長利用料（P5）※延長保育を利用された方のみ

※ 徴収方法は、入所者に対し、学童クラブから別途通知いたします。

※ 各種利用料に滞納がある場合は、入所選考時に減点となります。納付相談をされる場合は、担当までお問合せください。

①利用料

利用料は保護者それぞれの市民税額を基に階層を決定します。

階層決定方法については下記を参照ください。

★利用料階層区分表

階層区分	内 容	月額利用料
第1階層	生活保護受給世帯 市民税が非課税の世帯	0円
第2階層	市民税の所得割額が 5,000円未満の世帯	1,920円 (1,530円)
第3階層	市民税の所得割額が 5,000円以上、48,600円未満の世帯	3,840円 (3,070円)
第4階層	市民税の所得割額が 48,600円以上、97,000円未満の世帯	5,760円 (4,600円)
第5階層	市民税の所得割額が 97,000円以上、169,000円未満の世帯	7,680円 (6,140円)
第6階層	市民税の所得割額が 169,000円以上の世帯	9,700円 (7,760円)

※ 利用料算定の基準となる「市民税の所得割額の計算」には、住宅ローン控除、寄附金控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除、配当控除及び外国税額控除等は適用されません。

※ （ ）内の金額は多子軽減（2人目以降）の金額です。同一世帯から2人以上の児童が入所した場合、補食（おやつ）代、延長利用料、夏休み等の短期入所を除き、2人目以降の利用料を20%軽減します。

※ 4月～8月は前年度の市民税を、9月～翌3月は当該年度の市民税を基に、利用料を算定します。

②補食(おやつ)代

階層区分	対象	月額補食代
第1階層	生活保護受給世帯 市民税が非課税の世帯	0円
第2～6階層	学童クラブに入所する全児童 ※ただし、次の「補食代が免除となる児童」に示す児童はこの限りではありません	2,000円

※ 学童クラブの利用日は、補食の提供を受ける前に帰宅される場合にも補食代が発生します。補食提供後のお迎えにご協力をお願いいたします。(日によって異なりますが、およそ15時頃から補食を提供しています。)

※ 補食の自宅への持ち帰りについては、衛生上の観点からお断りしております。

補食代が免除となる児童

アレルギー等を理由に補食の提供を受けられない児童が対象です。対象となる場合、「和光市学童クラブ補食代免除申請書」及び添付書類を市(保育施設課)又は学童クラブへ提出してください。

※ 対象児童は原則学童クラブで補食は提供しません。ご家庭において補食を用意してください。

※ お誕生日会のケーキや、イベント時のおやつも補食に含まれるため、免除となった場合には提供いたしません。

③延長利用料

※ 延長保育の時間や利用方法は変更となることがあります。

その際は改めて通知いたします。

延長利用には、【通常延長】と、夏休み等、長期休業中の平日のみの【早朝延長】の2種類があります。

時間：【通常延長】 18時～19時まで 【早朝延長】 7時30分～8時まで(長期休業中の平日のみ)

申込：2通りの利用方法があります。

①月単位での申請 ②日単位での申請…利用希望月毎に申込みが必要です。

料金：①月単位…【通常延長】月額1,300円 【早朝延長】月額650円

②日単位…【通常延長】日額300円(1か月に5日以上利用した場合は上限月額1,300円)

【早朝延長】日額150円(1か月に5日以上利用した場合は上限月額650円)

★利用料階層区分表の第1階層に属する世帯は除く

中止：以下の場合は、延長利用中止届を提出してください。

- ・月単位での申込み期間中に延長利用を中止する場合
- ・月単位での申込み期間中に日単位利用に変更する場合(月途中の変更はできません)

※提出されない場合は、継続して延長利用料を納入していただきますのでご注意ください。

※月単位での申請及び延長利用中止届は、利用希望月の前月末までに、市(保育施設課)又は学童クラブへ提出してください。

★支払方法

原則、学童クラブ運営事業者の口座へ納付していただきます。



©和光市

8 休 所 ・ 退 所

★休所について

入院等のやむを得ない理由で学童クラブに通うことができない場合に、休所することができます。

1か月以上休所する場合は、休所届を市(保育施設課)又は学童クラブへ提出してください。その期間は利用料等が発生しません。なお休所は1日間のみからでも申請自体はできますが、その場合でも休所期間は1ヶ月として計算します。

届出の受付日以前に遡っての受理はできませんので、提出の際はご注意ください。

※ 休所の利用は、1年度間に3ヶ月が限度です。(月途中に休所する場合、求職期間は1ヶ月として計算しますが、料金に関しては利用日数による日割り計算となります。)

※ 休所として認められた例は、以下のとおりです。他の理由で休所を申請したい場合は、ご相談ください。

退職し求職活動中(求職活動中の場合のみ、退職当月+翌月の2ヶ月間までが限度となります)、在宅勤務、一人でお留守番ができるか試行、インフルエンザ等の感染防止対策として登所自粛、お子様の入院等。

申請した日付より前、若しくは申請期間中に学童クラブの利用を再開する際は復所届を、市（保育施設課）又は学童クラブへ提出してください。その場合、料金に関しては復所月に限り利用日数による日割計算となります。

※ 休所届出期間中は利用料等が発生しません。

★退所について

学童クラブを退所される際は、速やかに退所届を市（保育施設課）又は学童クラブまで提出してください。

届出の提出日以前に遡っての受理はできませんので、提出の際はご注意ください。

★日割りにについて

利用料は、原則として日割計算を行いません。ただし、月の中途での退所の場合や短期入所、その他特別な事情があると市長が認めるときは、日割計算を行う場合があります。

※ 届出の受理日以前に遡っての日割計算は行いません。

9 入所案内の配布開始日・配布場所

配布開始 令和7年10月から

配布場所 市役所4階 保育施設課、各学童クラブ、各小学校就学時健診時

10 令和8年4月1日からの入所（当初入所）

提出は、市窓口・郵送・メールのいずれかの方法にてご申請ください。

保育園・学童クラブ（在籍児童を除く）での受付はできません。

選考区分	入所申込み受付期間	受付時間	受付場所
一次選考	令和7年10月17日（金）～令和7年12月22日（月）（消印有効） ★休日受付日 令和7年10月18日（土）8時30分～12時 令和7年10月26日（日）9時00分～16時 令和7年11月15日（土）8時30分～12時 令和7年12月20日（土）8時30分～12時 ★夜間受付日 令和7年10月30日（木）～20時 令和7年12月5日（金）～20時	平日 月～金曜日 8時30分～ 17時15分 ★休日受付日及び 夜間受付は左欄参照	和光市役所 4階 保育施設課
二次選考	令和7年12月23日（火）～令和8年2月25日（水）（消印有効） ★休日受付日 令和8年1月17日（土）8時30分～12時 令和8年2月21日（土）8時30分～12時 （年末年始12/29～1/3はお休み）		

※ 郵送・メールでも入所申請を受け付けます。なお、ご不明点やご相談がある場合には、窓口までお越しください。

※ 郵送でお申込みいただいた方は、メールにて受付完了のご連絡をいたします。受付完了のメールを持ちましてお申込み完了としますので、必ずメールアドレスの記載をお願いします。1週間ほど経っても受付完了メールが届かない場合は、保育施設課までご連絡ください。メールアドレス及び電話番号の未記入や記載誤りがある場合には、申請書類の不足や不備について確認がとれないため、入所選考の対象とならない可能性があります。

郵送先：〒351-0192 埼玉県和光市広沢1番5号 子どもあんしん部 保育施設課 施設整備担当
和光市 保育施設課 メールアドレス：d0200@city.wako.lg.jp

申請時に在籍している児童のみ、（弟妹不可）に限り、下記期間中は学童クラブでも受付を実施します。

選考区分	入所申込み受付期間
一次選考	令和7年10月31日（金）～令和7年11月21日（金）（学童クラブ開所日の平日のみ）

※ 書類の記載に不備等があった場合には、市からご自宅又は勤務先に連絡することがあります。

※ 新1年生等、申請時に在籍していない弟妹児の申請を予定されている場合、申請書一式の原本は市の方にご提出いただきますようお願いいたします。

- ※ 一人帰りをしている家庭の場合、お子様に申請書類一式を預けて在籍児童が提出することも可能です。ただし、書類の取り扱いには十分注意していただきますよう、お願いいたします。
- ※ なるべく一人帰りの時間帯（16時30分～17時00分）を避けてお越しください。

1 1 申込みから入所までの流れ

申込み受付期間内に必要書類の提出が間に合わなかった場合は選考できません。ご注意ください。

一次選考・二次選考（当初入所）

- ①申込み

：受付期間内に必要な書類をすべて揃えて提出してください。
- ②審査・選考

一次：1月中旬頃
 二次：3月上旬頃

：提出書類を基に審査を行います。必要に応じて追加資料等を提出していただく場合や、不明な点がある場合は自宅や勤務先等へ確認させていただくことがあります。
 入所要件を確認した上で入所選考を実施し、支援の必要性及び優先支援の基準に従い、保育の必要性を決定します。
※申込み先着順ではありません。
- ③選考結果通知

一次：2月初旬頃
 二次：3月中旬頃

：入所の可否は、入所承諾書・入所不承諾書によって郵送で通知します。結果がご自宅に届きましたら、同封書類の内容もご確認ください。
※選考結果について、電話でのお問合せにはお答えできません。
- ④入所説明会・面談

：入所に関する説明・面談を各学童クラブで行います。入所説明会については、入所承諾時に通知しますのでご確認ください。
 （日程の都合上、説明会への参加が難しい場合又は二次選考で入所が決定した場合は、個別に面談をしてください。）

【入所不承諾後の待機について】

- 入所不承諾の場合は、申請取下げの申出がない限り入所待機者とし、毎月選考を行います。当初の申請内容（就労状況等）に変更がある場合、必ず必要書類を追加提出してください。5月以降の選考結果については入所が決定した場合のみ、入所承諾書を送付します。
- 学童クラブ入所待機を取り下げる場合は、必ず保育施設課までご連絡の上、「入所申請取下届」を提出してください。郵送で提出された方は、申込書に記載のメールアドレス宛に届出受領のメールを送付させていただきます。
- 短期入所を併願される場合は、各受付期間中に別途申請をする必要があります。自動申請ではありませんのでご注意ください。
- 公設学童クラブを希望し、入所不承諾となった児童には、一体型事業の案内をしています。（不承諾通知に同封）

1 2 年度途中での入所（随時入所）及び短期入所

提出は、市窓口・郵送・メールのいずれかの方法にてご申請ください。
 保育園・学童クラブでの受付はできません。

選考区分	入所申込み受付期間		受付時間	受付場所
随時入所	入所希望月の前月10日（10日が休日の場合は次の開庁日）まで <u>※随時入所選考のみ【期日必着】となります。</u> <u>例</u> 6月1日入所希望の場合：5月10日まで		平日 月～金曜日 8時30分 ～ 17時15分	和光市役所 4階 保育施設課
短期入所	春休み	令和8年 2月 3日（火）～令和8年 2月17日（火）（消印有効）		
	夏休み	令和8年 5月12日（火）～令和8年 6月 2日（火）（消印有効）		
	冬休み	令和8年 11月 4日（水）～令和8年 11月18日（水）（消印有効）		
	春休み	令和9年 2月 2日（火）～令和9年 2月16日（火）（消印有効）		

【申込みについて（随時・短期入所 共通事項）】

- ※ 郵送でお申込みいただいた方は、メールにて受付完了のご連絡をいたします。受付完了のメールを持ちましてお申込み完了としますので、必ずメールアドレスの記載をお願いします。1週間ほど経っても受付完了のメールが届かない場合は、保育施設課までご連絡ください。

※ 毎月、第三土曜日は土曜開庁日です。(8時30分～12時)

※ 随時入所についての結果通知は、入所希望月の前月下旬に郵送で通知します。

和光市 保育施設課 メールアドレス：d0200@city.wako.lg.jp

【短期入所（夏休み等の長期休業中の入所）について】

- ・通年入所の他に、夏休み、冬休み、春休みの期間だけ利用できる短期入所を行っています。
- ・短期入所は、市内小学校の短縮授業の開始日から終了日（学校の給食最終日の翌日から給食開始日の前日）まで入所できます。
- ・通常入所における待機中の児童について短期入所を併願される場合は、別途申請が必要です。
- ・短期入所期間中の保育時間は市内小学校のスケジュールに合わせています。市内小学校短縮授業期間は市内小学校授業終了後からの保育となりますので、市外小学校にご在籍の方はご注意ください。
- ・保護者の帰宅時間が15時より早い場合でも入所対象となります。ただし、補食の提供はおよそ15時からとなりますので、補食提供後のお迎えにご協力ください。（原則みなさまから補食代はいただきます。）
- ・短期入所は別途募集を実施いたします。通常入所又は随時入所により通年で入所している場合には、別途申請の必要はございません。
- ・長期休業中までの入所を見越した随時入所の申請はご遠慮ください。
- ・受付期間外の申請については、短期入所受付期間後も入所が可能な学童クラブに限り随時先着順にて受付いたしますが、利用希望日の10日前までに申請をお願いいたします。（例 7月25日から利用希望の場合、7月15日必着）

1.3 申込みに必要な書類

保育施設課窓口、各学童クラブで配付しています。市様式は、ホームページからもダウンロードできます。

チェック表（P10）をご活用いただき、必要な書類のご準備をお願いします。申込受付期間までに必要書類全ての提出が間に合わなかった場合は選考の対象となりませんので、ご注意ください。

a 入所申込書（市様式）

学区に関わらず第2希望以降がある場合は記入してください。

学年は、学童クラブを利用（希望）する年度における学年を記入してください。

b 児童状況表（市様式）

特別な配慮が必要な場合は、安心して過ごせるよう支援員を加配することがありますので、詳しく記入してください。療育手帳などをお持ちの場合は、写しも併せて提出してください。

対象児童及び兄弟児において、保育園保育料又は学童クラブ各種利用料の滞納がある方につきましては、入所選考時に減点対象となります。早急なお支払いが難しい場合、納付相談をすることもできますので、担当までお問合せください。

祖父母等の状況は、住所地が別の場合は「（同居して）いない」に○をしてください。

c 保育を必要とする証明書類・その他必要書類（別表参照）

保護者それぞれの書類を提出してください。

※ ひとり親の場合は「ひとり親であることの申立書（ダウンロード可）」を提出してください。

※ 申請時に和光市内に住居票がない方は、学童クラブに入所するまでに市内に在住することを証明する書類（賃貸借契約書、不動産売買契約書等）又は通学予定の小学校の入学・就学通知書のいずれかを提出してください。

※ 兄弟同一申請の場合や保育園と同時申請の場合には、先に申請する書類に原本を添付し、後から申請する書類にはコピーを添付する方法での申請も可能です。

保護者の状況		必要書類	備考
①就労	雇用されている (会社員など)	①就労(予定)証明書 ②通勤・通学の経路 シフト勤務(変則勤務)の方のみ ③直近4週間の就労実績表又はシフト表	①勤務先にて記載・証明 ②自宅の場合は不要 ③市様式及び申請者の手書きによるシフト表は、勤務先の押印(原本証明)が必要です
	(会社経営・自営)	①就労(予定)証明書 ②通勤・通学の経路 ③開業届・青色申告制度による確定申告書の写し等 シフト勤務(変則勤務)の方のみ ④直近4週間の就労実績表又はシフト表	①勤務先にて記載・証明 ②自宅の場合は不要 ③開業届・青色申告制度による確定申告書等の写しがない場合は、その他営業の事実が確認できる書類等(営業許可書・法人登記簿等) ④市様式及び申請者の手書きによるシフト表は、勤務先の押印(原本証明)が必要です
②求職活動		①求職活動申告書 ②ハローワーク受付票 ③求職活動の活動状況がわかる書類	※これから求職活動を行う方についても、ハローワーク受付票は必須です。 <u>※求職活動の活動状況が確認できない場合は、申請をすることができません。</u>
③就学・技能訓練など		①在学証明書 ②時間割表 ③通勤・通学の経路	①在学期間の分かる書類 ②就学時間が分かる書類 ③自宅の場合は不要
④病気・障害など		①保育の要否に係る診断書 所持されている場合 ②身体障害者手帳(4級以上) ③精神障害者保健福祉手帳(3級以上) ④療育手帳(C以上)	状態、入院や治療期間が分かる書類
⑤出産		①診断書 ②母子手帳の写し	出産予定日が分かる書類
⑥介護・看護付き添い		①介護状況申告書 ②介護保険証 ③身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳 ④通勤・通学の経路	要介護が分かる書類 障害の程度が分かる書類
⑦育児休暇 ※入所開始希望月中に復職 している場合のみ申請可 (予定を含む)		①就労(予定)証明書 ②通勤・通学の経路 シフト勤務(変則勤務)の方のみ ③直近4週間の就労実績表又はシフト表	①勤務先にて記載・証明 ②自宅の場合は不要 ③市様式及び申請者の手書きによるシフト表は勤務先の押印(原本証明)が必要です
上記と併せて以下の世帯状況の方はご提出ください。(上記の事由に該当せずひとり親世帯の場合は、保育の必要性事由に該当しません。)			
⑧ひとり親世帯の場合		①ひとり親であることの申立書	

※1 変則勤務で、就労証明書に固定の時間を記載できない場合、シフト表等を添付してください。シフト表等がない場合は、「直近4週間の就労状況表」和光市様式(市HPよりダウンロード可)を自書して、就労証明書に添付してください。

※2 残業による保育の必要性の指数評価を希望される方は、原本証明のある市様式や残業について記載のある就労証明書等をご用意ください。

※3 令和8年度保育園の新規申請及び継続通園の書類として、保育園又は保育サポート課に提出された方については、就労証明書を転用することができます。その旨を申込み時にお伝えください。(コピー可)

※4 複数の就労をされている場合は全ての就労先の就労証明書をご提出ください。(提出がない場合は選考時に考慮いたしません)

※5 市へ提出した証明書の有効期限は、1年度間とします。(ただし、入所期間中において有効なものであること)

就労証明書の発行日は、当該年度における初回申請時の3か月以内の日付となっているものに限り有効とします。

(4月当初申請及び令和8年3月からの春休み入所は令和7年7月17日付以降発行の就労証明書を有効とします。)

※6 通勤・通学の経路については、公平性の観点から、「Google マップ」を参照し、ご記入ください。大幅に通勤・通学の時間が長く記載されている場合は、市担当が変更をさせていただくことがあります。

※7 学童クラブ入所希望期間及び在籍可能期間は診断書に記載された診療見込期間、または、当該年度の3月31日まで(短期入所を除く)のいずれか早い期日までとなります。

d 利用料算定に必要な書類 該当者のみ

利用料を決定する際に次の書類が必要です。お手元にご用意ができ次第、ご提出をお願いいたします。
(申請期間後の追加提出も可能です。)

令和7年1月1日時点の住民登録が	
和光市の方	和光市外の方
なし	令和7年度(令和6年分)の住民税決定通知書(写し) ※非課税の場合には非課税証明書
令和8年1月1日時点の住民登録が	
和光市の方	和光市外の方
なし	令和8年度(令和7年分)の住民税決定通知書(写し) ※非課税の場合には非課税証明書

※提出のない場合は、最高額(第6階層:9,700円)の利用料を納入していただくことになります。

※令和8年度の決定通知書について、ご自身で住民税を納付している方は旧住所地の市区町村からご自宅に郵送されます。また、給与等から住民税が天引きされている方については、勤務先を経由して通知されます。

○●○最終確認をしてください○●○

以下のチェック表をご活用ください。(受付期間中に不足書類の追加提出ができない場合は、選考対象となりません)

	チェック欄	書類の種類
申請するための 必須書類	☐	a 入所申込書 - 申請児童人数分が必要です。 - 電話番号は日中つながりやすい方の番号及びメールアドレスをご記入ください。 - 世帯分離していない同居人がいる場合は、併せてご記入ください。 - 学年は、学童クラブを利用(希望)する年度における学年をご記入ください。
申請するための 必須書類	☐	b 児童状況表 - 保育の実施にあたり大事な書類となりますので、なるべく詳しく記入してください。 - 保育園保育料又は学童クラブ各種利用料の滞納がある場合はご対応ください。(兄弟児含む) - 手帳等をお持ちの場合は添付してください。 - 祖父母等の状況は、住所地が別の場合は「(同居して) いない」に○をしてください。
申請するための 必須書類	☐	c 保育を必要とする証明書類・その他必要書類 - 保護者それぞれの分が必要です。(必須) - 会社経営・自営の方は、P.9別表のとおり自営の証明書を提出してください。 - 変則勤務の就労の場合はシフト表を提出してください。 - 通勤・通学の経路は、P.9別表※6のとおり提出してください。 - 就労証明書や医師の診断書につきましては、証明(雇用)期間にご注意ください。入所希望期間を満たしていないなど、記載内容によっては申請が完了しない場合があります。 - 申請時に和光市内に住民票がない方は、学童クラブに入所するまでに市内に在住することを証明する書類(賃貸借契約書、不動産売買契約書等)の写し又は通学予定の小学校の入学・就学通知書のいずれかを提出してください。
申請期間後の提出可 ※4月当初受付の場合は、 令和8年2月25日まで (消印有効) ※令和8年度分については ご用意でき次第、ご提出 をお願いします。	☐	d 利用料算定に必要な書類 - 令和7年1月1日及び令和8年1月1日に和光市外に住民登録されていた方が対象です。 - 保護者それぞれの分が必要です。 - 提出がない場合は、最高階層(第6階層:9,700円)となります。

※ひとり親の場合は「ひとり親であることの申立書」を提出してください。



【入所選考時における就労・就学等の指数について（参考）】

保育の必要性の基準指数表 ※分類はいずれか1つの選択となります。

分類 番号	保護者の状況			保護者の 帰宅時間		計	
	保育が必要な事由	帰宅時間			①日/週	②	①×②
1	就労・就学・ 介護・看護・ 災害復旧作業 (土・休日を除く)	18:01 ～				10	
		17:01 ～ 18:00				8	
		16:01 ～ 17:00				6	
		15:01 ～ 16:00				5	
		～ 15:00				4	
	土曜就労	保護者の全てが毎週就労。			左記の事項も評価の 対象となります		
		ローテーション等により不定期に保護者の全てが就労することがある。					
2	求職活動	求職活動の活動状況が確認できる場合。			20		
3	妊娠・出産	出産予定日の属する月が入所希望月又は入所希望月の前 2 月若しくは後 2 月の場合。			20		
4	傷病	入 院	1ヶ月以上の入院が必要な場合。			50	
		居 宅	精神性、感染性疾患、常時臥床により 3 月以上の加療を要し、保育が常時困難な場合。			50	
			1 月以上通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合。			40	
			上記以外の疾病等により、1 月以上の加療を要し、保育が困難な場合。			30	
5	障害	身体障害者手帳 1～2 級、精神障害者保健福祉手帳 1～3 級、療育手帳㊦、A、B の交付を受けていて、保育が常時困難な場合。			50		
		身体障害者手帳 3 級、療育手帳 C の交付を受けていて、保育が困難な場合。			30		
		身体障害者手帳 4 級の交付を受けていて、保育が困難な場合。			20		
6	看護・介護	自 宅	常時臥床者・重度心身障害児（者）・要介護状態にある者の介護・看護のため、保育が困難な場合。			左記の事項も評価の 対象となります	
			上記以外で、病人や障害者・要支援状態にある者の親族の介護・看護のため、保育が困難な場合。				
7	虐待その他特例	虐待その他の理由により保育が必要であると特に市長が認めた場合。			－		

※ 就労時間に通勤時間を加えたものを帰宅時間とします。

※ 保護者それぞれの指数を計算し、より低い方を採用するものとします。

※ 夜間就労者の場合は、勤務終了後に帰宅して睡眠・休息等就労に必要な時間を取るものと仮定し、勤務終了時間に8時間を加えた時間を帰宅時間とします。

※ シフト・ローテーション勤務の場合、申請時に提出いただいた資料を基に、最も指数が高くなる部分にて審査します。

※ 残業等について、就労証明書やシフト表（原本証明がされているもの）等で証明されている場合は考慮いたしますが、口頭による申告または本人の記載による証明は考慮することができません。

※ 上記の表は、保育の必要性の基準指数表であり、その他基準の調整（祖父母等の保育が可能であること、保育料未納分があることによる減点）や、優先保育の基準（世帯の状況、単身赴任、兄弟加算、対象児童の学年等）を基に入所選考を実施いたします。



©和光市

【P11 保育の必要性の基準指数表の見方】

例) **父親**・月～金 週5就労(1日の勤務時間:8:30～17:30)

・帰宅に要する時間:60分(都内勤務)

⇒帰宅時間…17:30+60分=18:30

母親・月、火、木、金、土の週5就労(1日の勤務時間:9:00～16:30 ※金曜日のみ17:00まで)

・帰宅に要する時間:15分(市内勤務)

⇒帰宅時間… 月・火・木 16:30+15分=16:45

金 17:00+15分=17:15

保護者	帰宅時間	日/週	土曜就労	指数
父親	18:30 (10点)	5日	なし	10×5=50点
母親	16:45 (6点)	3日(月・火・木) 1日(金)	あり	6×3=18点
	17:15 (8点)			8×1=8点 合計26点

⇒この家庭の保育の必要性は、より低い母親の指数「26点」となります。

併せて、土曜就労(両親ともに就労している場合のみ加点)、その他基準の調整、優先保育の基準を加味して、選考指数とします。

(参考) 保育が必要な事由が指数表の分類番号2「出産」として申請した場合。※父親は上の例と同一条件とする

○母親…20点 ○父親…50点

⇒保育の必要性が低い母親の指数の20点を採用する。

♪普段出来ない遊びを覚えて帰ってきてくれるのでうれしいです。

♪いつも児童に寄り添いあたたかく見守っていただき感謝しています。

♪季節ごとの行事があり子どもが楽しんでいます。

♪学童に子どもが登所した際に連絡が入るので安心して働けます。

学童クラブ
利用者の声

学童クラブ・わこうっこクラブ・児童館の職員を募集しています！

和光市社会福祉協議会の運営施設と一緒に働きませんか？

和光市社会福祉協議会(通称:和光市社協)では、児童施設の運営を行っています。和光市社協の理念

「with～今日より素敵な明日のために～」に共感頂ける方、児童分野(学童クラブ・わこうっこクラブ・児童館)でのお仕事に興味がある方、お待ちしております。



わしゃもん

民設学童クラブについて

市内には民設民営学童クラブがあり、英語教室等の実施など、特色ある運営をしております。
詳しくは以下の施設に直接お問合せください。

学童クラブ名	所在地		電話	定員
中央ひなた保育クラブ	中央1-1-6	第三小横	424-8103	22
ひだまりの学童クラブ	丸山台2-12-13	大和中そば	487-8018	40

中央ひなた保育クラブ

- ★ 開所時間 〔登校日〕 放課後～18時（延長 ～19時）
〔休校日〕 8時～18時（延長 ①土：延長なし ②月～金：～19時）
※ 休校日は、土曜日、振替休日、春・夏・冬休みです。
※ 日曜、祝日、12月29日～1月3日はお休みです。
- ★ 保育料 ①通常保育料 月額 10,000 円
②延長保育料 月額 3,000 円 / 15 分 200 円
③おやつ（補食）費用 月額 2,500 円 / 1 食 150 円
④昼食費用（休校日のみ）1 食 400 円
- ★ 特徴
 - ・栄養士が補食、昼食を献立いたします。
保育園と共通の調理室で、栄養士が献立した栄養バランスの良いメニューをご用意します。
園内調理のため、温かい手作りおやつ、昼食が食べられます。
 - ・ICTシステムを導入しています。
児童の入退室を施設管理しておりますので、安心して通所させることができます。

ひだまりの学童クラブ

- ★ 開所時間 〔登校日〕 放課後～18時（延長 ～19時）
〔休校日〕 8時～18時（延長 ①土：7時～ ②平日：7時～ / ～19時）
※ 休校日は、土曜日、振替休日、春・夏・冬休みです。
※ 日曜、祝日、12月29日～1月3日はお休みです。
- ★ 保育料 ①通常保育料 月額 10,000 円 ②延長保育料 月額 3,000 円 / 15 分 200 円
③補食（おやつ）費 月額 2,500 円 / 1 食 150 円
④昼食費（休校日で希望者のみ）1 食 400 円 ※併設保育園と同じ献立です
- ★ 特徴
 - <基本方針> 安心・安全な放課後の生活の場をモットーに！！
 - ・ひだまりのような温かみのある居心地が良い学童クラブです！
 - ・敷地内駐車場完備で登校日のお迎えと休校日の送迎は楽々です！
 - ・小規模保育園併設の為、日常的にかわいい弟や妹との交流があります！
 - ・子どもたちの自由な欲求と発想を大切に、毎日の遊びと学びを創作します！
 - ・放課後の習い事やワークショップ、休校日には遠足等のイベントも満載で楽しく過ごせます！

【民設学童クラブの申請方法】

●民設学童クラブを第1希望として申請する場合（単願も同様）

施設に直接申請書類一式を提出してください。（申請書類は施設で用意しております）

●公設学童クラブを第1希望として申請する場合

市に申請書類（市様式）一式を提出してください。

※公設学童クラブと民設学童クラブを併願する場合は、必ず希望順を決定の上、申請してください。

※公設学童クラブと民設学童クラブの両方に在籍することはできません。

わこうっこクラブ

1 わこうっこクラブとは

小学校の余裕教室等を活用し、児童が教育活動サポーターの見守りのもと、宿題・自主学習・室内遊び・外遊び等をして放課後等を安全に過ごす居場所です。また、地域の方々の参画を得て、児童に学習やスポーツ、文化芸術活動の機会を提供する「子ども教室」を6月から3月（8月を除く）の間、毎月2回程度実施しています。

2 対象児童及び開催場所

市内9校すべての小学校の在学児童1年生～6年生を対象に、余裕教室等で実施します。学区内に居住していれば、私立学校等に在学している児童も利用することができます。第五小学校は「さつきのこ学童クラブ一体型施設」、北原小学校は「さざんか学童クラブ一体型施設」で実施しています。

3 開催期間

白子小・新倉小 第三小・第四小 広沢小・本町小 下新倉小	【平日】 登校日 放課後 ～17時00分 【長期休業中】 9時00分～17時00分 ※学校閉庁日や学校行事等で開催できない日はお休みです ※4月は、2年生以上は給食開始日、1年生は完全給食開始日から利用可能になります。
第五小・北原小	【平日】 放課後 ～17時00分 【長期休業中】 9時00分～17時00分
全校共通事項	※土日祝日、年末年始（12/29～1/3）はお休みです。 ※台風接近や降雪等により、やむを得ず事業を中止することがあります。 ※終了時間の延長はありません。

※ 長期休業中とは、春休み、夏休み、冬休みのことです。

4 参加費

無料です。（おやつを提供はありません。）

5 登録方法

登録用QRコード



(1) 登録方法は下記の2通りです

①登録用QRコードを読み込み、空メールを送信

②wakouko.wako-as@raidan2.ktaiwork.jpを入力し、空メールを送信

(2) 返信メールに記載の、URLにアクセス

(3) 入力フォームに必要事項を入力し登録する

(4) 「登録完了メール」を受信し、登録完了です

※ 新1年生は入学式後、学級が確定してから登録をお願いします。

※ 新2年生以上で昨年度登録を済ませている方は、学年・クラスの更新をお願いします。

※ 兄弟の登録がある方は、「登録情報の変更」を選択し、新1年生の情報を入力してください。



©和光市

6 当日の参加方法

参加する日は「わこうっこクラブ参加カード（※）」に必要事項を記入し、保護者印又はサインを押しお子さんに持たせてください。カード忘れや保護者印又はサインがない場合は、参加できません。

※ 参加カードは、初回参加時にお渡しします。カードが無い場合は連絡帳に「児童氏名・学年組・保護者氏名・保護者連絡先電話番号・帰宅方法（一人帰り、お迎え、帰宅時間）」を記入してお子さんに持たせてください。

7 留 意 点

- (1) 終了時間の延長はありません。(17時00分終了)
- (2) 児童の安全のため3年生以下はお迎えをお願いしております。保護者の就労等ご家庭の事情によりやむを得ず一人帰りとなる場合は、事前に会場スタッフにご相談ください。
- (3) 参加カード等により保護者の申し出があれば、4年生以上の兄弟と一緒に帰ることもできます。

わこうっこクラブ
利用者の声

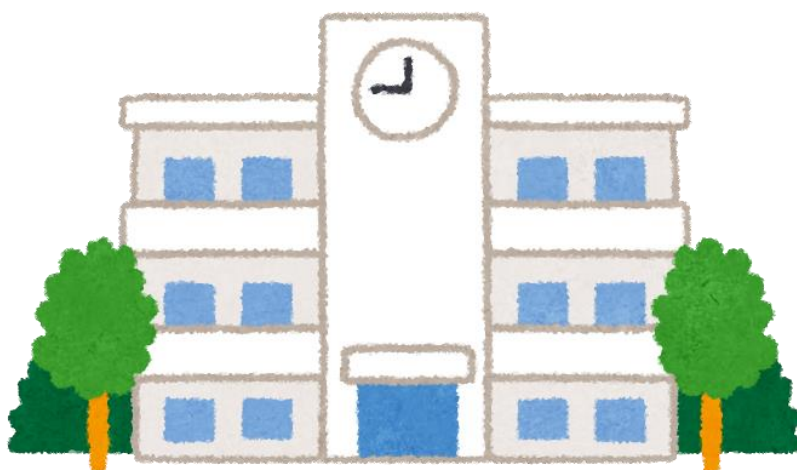
♪子どもが行きたい日に行ける、というところが利用しやすく気に入っています。
♪仕事がパート勤務で学童までは必要ないので助かっています。
♪学年を超えて知り合える、遊べる環境が魅力的です。
♪必要な時に預けられる安心感がとても助かっています。
♪たくさん行事を企画してくれるのでありがたいです。
♪色々な遊びを教わってきたり工作をさせてもらったりと、充実しています。
♪子どもたちが安心して遊べる場所が少ない中、とても貴重です。



©和光市



市ホームページにも情報を掲載しています。
放課後の児童の居場所づくり
「わこうっこクラブ」「子ども教室」



児 童 セ ン タ ー ・ 児 童 館

1 市内施設の案内

市内に4施設あり、それぞれ特徴のある運営をしていますので、ぜひご活用ください。

保護者の同伴がない場合は、在学する小学校の指示に従って安全な時間に帰宅してください。

各児童センター・児童館では、子育ての悩みや、子どもからの悩みについて、相談も受付けております。悩みを抱えていることがありましたら、お気軽に職員にご相談ください。

施設名	電話	特徴	昼食場所※	開館時間
総合児童センター (広沢 1-5-54)	465-2525	小・中・高校生のためのティーンズスペースやベビースペース・キッズルームなどがある大きな施設です。図書スペースやシアターアリーナ・音楽スタジオもあります。また、屋外エリアでは、わいわい広場・わんぱく広場・ぼうけん広場があり様々な遊びができます。 シアターアリーナでは、「卓球の日」や「バスケの日」を設けております。AR スポーツHADO もできます。 ICT を活用した見守りサービスとして、入退館通知システムを導入しております。 (初回カード発行料として 1,100 円/枚がかかります。月額・年会費は無料)	総合児童センターを含む複合施設「わびあ」内にあるカフェ横スペース「わびあルーム」をご利用できます。	9 時～19 時まで ※小学生が「夕焼けチャイム」以降も利用する場合は、保護者等のお迎えを必要とします。 ★第2・第4木曜日 (第2・第4木曜日が国民の祝日の場合は、翌平日が休館日となります)、メンテナンス休館日、年末年始は休館
新倉児童館 (新倉 1-38-1)	463-1679	アットホームな児童館です。外広場には、砂場、すべり台、鉄棒、バスケットゴールがあり、ボール遊びもできます。	遊戯室 外広場のテーブル	9 時 30 分～17 時まで ★毎週火曜日、第3日曜日、年末年始は休館
下新倉児童館 (下新倉 5-21-1)	464-1515	下新倉小学校の敷地内にある児童館です。小学校のアリーナ（体育館）を借りて、バスケットボールやバドミントン等ができる日もあります。	集会室	
南児童館 (南 1-5-1)	467-5627	木のぬくもりある、アットホームな施設。外広場では体を動かして遊べます。	遊戯室	

2 各施設の事業予定

※ 事業内容や開催日時等、詳細は各施設にお問合せください。

(1) 総合児童センター

事業名	事業内容
毎週実施する事業	卓球 Time、バスケットボール Time、初めての HADO 体験 幼児向け…キッズパーク in アリーナ 他
毎月実施する事業	おもいっきり自然あそび 幼児向け…絵本の読み聞かせ、季節のイベント、キッズパーク de ママリフレッシュ(ストレッチポール)、各種ママサークル 他
年数回実施する事業	わびあプレーパーク、手持ち花火で遊ぼう、勉強 Week、GAME 大会

(2) 新倉児童館

事業名	事業内容
毎週実施する事業	折り紙・工作の日【毎週土曜日】
毎月実施する事業	こどもシアター、おもしろ記録会（頭や体を使って記録を競う）、工作教室 他 幼児向け…幼児サークル（体操、歌、運動あそび、工作あそび、絵本の読み聞かせ） 他
年数回実施する事業	収穫体験、お花摘み体験、季節行事、工作教室、マンカラ大会、食育事業、リトミック、ベビーマッサージ 他

(3) 下新倉児童館

事業名	事業内容
毎週実施する事業	小学校アリーナ開放【毎週土曜日午後】、中高生夜間開館【毎週水曜日】
毎月実施する事業	書道教室【月2回程度（隔週土曜日）】、お仕事掲示板（手伝ってほしいお仕事を掲載し、協力してくれる子どもを募る事業） 他 幼児向け…幼児サークル、月曜日のリトミック・幼児親子ヨガ、どんぐりパーク（大型遊具遊び）【月2回】 他
年数回実施する事業	お楽しみ会、将棋教室、収穫体験、工作教室、天体観望会、記録会、折り紙教室、水遊び、季節行事、映画会、児童館の薬屋さん、食育事業、卓球大会 他

(4) 南児童館

事業名	事業内容
毎週実施する事業	折り紙・工作の日【毎週土曜日】
毎月実施する事業	こどもシアター、おもしろ記録会（頭や体を使って記録を競う）、工作教室 他 幼児向け…幼児サークル（体操、歌、運動あそび、工作あそび、絵本の読み聞かせ） 他
年数回実施する事業	収穫体験、季節行事、工作教室、マンカラ大会、食育事業、リトミック、ベビーマッサージ 他

児童館利用者の声

- ♪スタッフの人たちが居てくれるから安心。困った事も相談できます。（総合児童センター）
- ♪音楽スタジオで楽器の練習やSNS用の動画撮影も出来て良い感じです。（総合児童センター）
- ♪アットホームな雰囲気で、いつ行ってもきれい。安心して遊べます。幼児サークルや工作教室など楽しい行事も沢山あります。お花も咲いていてきれいです。（新倉児童館）
- ♪卓球やバスケットボールで遊ぶことができ、おもちゃもいっぱい楽しいです。（新倉児童館）
- ♪温かい雰囲気でむかえてくれて、友達とみんなで遊べます。（下新倉児童館）
- ♪職員のみなさんがとても親切で、子どもも楽しく遊んでいます。（下新倉児童館）
- ♪清潔感があって、遊びたいおもちゃがたくさんあって楽しく遊べます。（南児童館）
- ♪土日祝日はパパさんたちも多く、安心して遊びに行けます。（南児童館）



図 書 館

1 図書館について

和光市図書館（本館）には「キッズルーム」、下新倉分館には「キッズスペース」があり、児童向け図書、雑誌、紙芝居等があります。活字に触れる機会として、ご活用ください。なお、一度帰宅してからお越しください。

2 市内施設の紹介

施設名	所在地	電話	開館時間
和光市図書館	本町 31-1	463-8723	平日 9時30分～20時00分 ※ 土・日・祝日 9時30分～18時00分 ※ ★第2、第4木曜日（祝日の場合は開館、翌日休館）、年末年始（12月28日～1月4日）、特別整理期間は休館
下新倉分館 （下新倉小学校併設）	下新倉 5-21-1	452-6011	毎日 9時30分～18時00分 ※ ★毎週月曜日、第4木曜日（祝日の場合は開館、翌日休館）、 年末年始（12月28日～1月4日）、特別整理期間は休館 ★月一回（原則第3水曜日 16時00分～16時30分） 小学生向けお話を実施

※ 保護者の同伴がない場合は、在学する小学校の指示に従って安全な時間に帰宅してください。

♪職員の方々の対応が親切で、利用しやすいです。

♪施設の天井が高く、窓もたくさんあり、開放感を感じて気持ちがいいです。（下新倉分館）

図書館利用者の声

公 民 館

1 公民館について

公民館は地域住民の学習と触れ合いを目的とした社会教育施設で、市内に3施設あります。各施設には図書室がありますので、活字に触れる機会としてご活用ください。なお、一度帰宅してからお越しください。

2 市内施設の紹介

施設名	所在地	電話	開館時間
中央公民館 図書室 ロビー	中央 1-7-27	464-1123	公民館 毎日 8時30分～21時30分 ※ ★年末年始（12月29日～1月3日）は休館 図書室 平日 9時00分～17時00分 ※ 土曜日 13時00分～17時00分 ★日祝日・年末年始（12月29日～1月3日）及び 特別整理期間は休室。但し、祝日が火曜日または土 曜日の場合、（13時00分～17時00分）は開室。 ロビー 小学生のみでの利用は毎日9時00分～17時00分 ※
坂下公民館 図書室	新倉 3-4-18	464-5230	
南公民館 図書室 ロビー	南 2-3-1	463-7621	

※ 保護者の同伴がない場合は、在学する小学校の指示に従って安全な時間に帰宅してください。

♪静かでゆっくりと本が読めます。

♪公民館図書室にいろいろなジャンルの本があり、探すのも楽しいです。

読書スペースも用意されていて、ゆったりと過ごせます。

公民館
利用者の声

放課後の居場所マップ

児童センター・館

- a 総合児童センター
- b 新倉児童館
- c 下新倉児童館
- d 南児童館

図書館

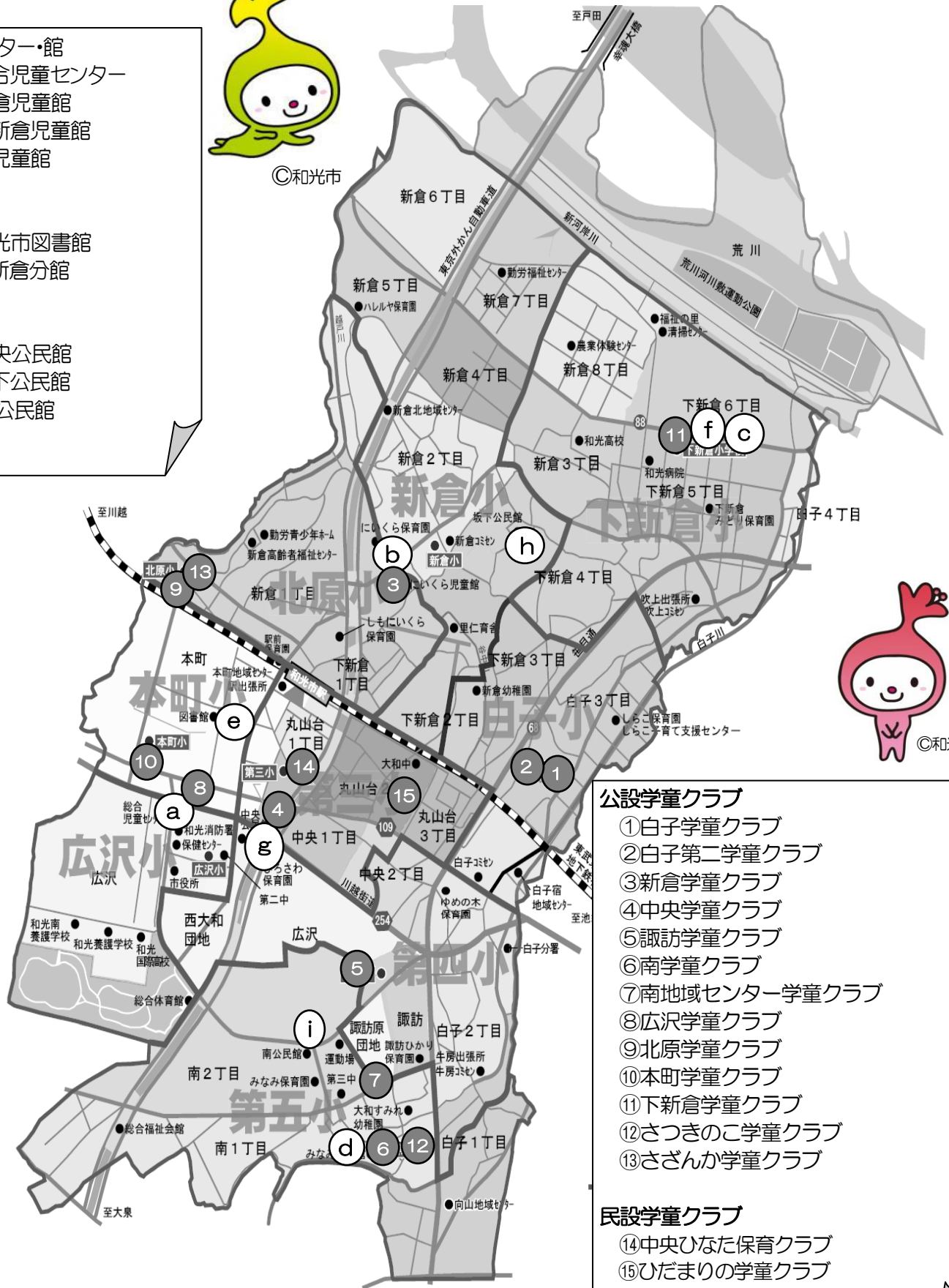
- e 和光市図書館
- f 下新倉分館

公民館

- g 中央公民館
- h 坂下公民館
- i 南公民館



©和光市



©和光市

公設学童クラブ

- ①白子学童クラブ
- ②白子第二学童クラブ
- ③新倉学童クラブ
- ④中央学童クラブ
- ⑤諏訪学童クラブ
- ⑥南学童クラブ
- ⑦南地域センター学童クラブ
- ⑧広沢学童クラブ
- ⑨北原学童クラブ
- ⑩本町学童クラブ
- ⑪下新倉学童クラブ
- ⑫さつきのこ学童クラブ
- ⑬さざんか学童クラブ

民設学童クラブ

- ⑭中央ひなた保育クラブ
- ⑮ひだまりの学童クラブ

その他 放課後の居場所

1 スイミングスクール

わぴあ

和光市民プール

総合児童センターと併設の 市民プール では
スイミングスクールも実施しています！
プールは 1回利用 も出来ますよ！

思いっきり遊びたいお子さまの
カラダを動かす場所として！

市民プールで
泳ごう！

ほうげん広場で
外遊びしよう！

児童センターで
楽しもう！

パパ・ママの仕事が終わるまで
安心して過ごせる場所として！

スイミング
スクールで学ぼう！

児童センターで
宿題をしよう！

児童センターで
楽しもう！

公式HPはコチラ





キッズスクール

スクール生募集中！

1日体験でスクールの雰囲気や
練習の流れをチェックしませんか？
実際のスクールを1回体験することができます！

まずは体験してみませんか？

ワンコイン体験会

体験料 1日体験 **500円(税込)**

※スクール実施種目はクラブによって異なります。詳しくはクラブHPをご確認ください。
※体験はお一人様1種目1回限りとなります。






キッズ スイミング

創業以来45年以上、その伝統と歴史に裏付けされたコーチングスタッフによる指導です。成長期のお子様には最適なバランスの良い泳ぎを指導し、泳ぐことの楽しさを伝える指導を心がけます。

キッズ 体育

鉄棒・跳び箱・マットをはじめ、ボール運動や様々なスポーツに親しむことで総合的な能力を養ってゆきます。

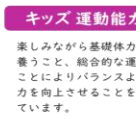
キッズ ダンス

ダンスの基礎スクールです。豊かな心身の成長をモットーに、音楽とあられあ、元気いっぱいにダンスを踊ることで、「リズム感」「柔軟性」「体力」を身に付けます。また、集団行動の中で、社会性や協調性も養われます。

キッズ 運動能力開発

楽しみながら基礎体力や感覚を養うこと、総合的な運動をすることによりバランスよく運動能力を向上させることを目的としています。



ザバススポーツクラブ 和光店 TEL.048-450-0311

〒351-0112 埼玉県和光市丸山台1-1-2
詳しくはこちらから

キッズザバス 和光

検索

徒歩3分



2 保育施設

&nursery More Kids

活動のコンセプトや思いとして、アンドナーサリーモアキッズは3歳～12歳までの子どもたちが在籍する認可外の保育施設です。幅広い異年齢の中でそれぞれが楽しみを見つけ楽しんでいきます。

出来ることを伸ばし自信に繋がるよう預かりの中で様々なカリキュラムを取り入れ、小さな自信がいずれ大きな目標に変わるようサポートしております。

家や学校以外の安心出来るもうひとつの居場所としてご利用いただけたら幸いです。

3 英会話

平日無料体験
受付中！！

英語で遊ぶ、学ぶ

Kids Duo

新規
生徒募集

英語学童保育 Kids Duoの8つの特長

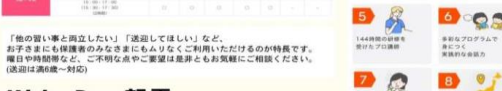
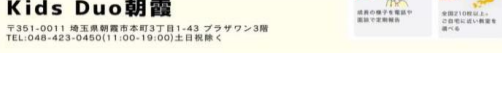
- 1 日本語と英語の両方を使いこなす
- 2 英語で遊ぶ、学ぶ
- 3 1日通学制で、ALL ENGLISH環境
- 4 英語で遊ぶ、学ぶ
- 5 144時間の体験会
- 6 英語で遊ぶ、学ぶ
- 7 英語で遊ぶ、学ぶ
- 8 英語で遊ぶ、学ぶ

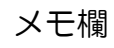
Kids Duo朝霞

〒351-0011 埼玉県朝霞市本町3丁目1-43 プラザラクス3階
TEL:048-423-0450(11:00-19:00)平日営業中





[illegible]



学童クラブに関する情報は、市HP
にも掲載しております。
ぜひご参照ください。



©和光市

各事業担当

- 学童クラブ及び児童センター・児童館について
和光市 子どもあんしん部 保育施設課 施設整備担当
電話 048-424-9131
- わこうっこクラブについて
和光市教育委員会事務局 生涯学習課 生涯学習担当
電話 048-424-9150

